

岩手県監査委員告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定による協議が調ったので、包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示する。

平成23年5月13日

岩手県監査委員 千葉 康一郎  
岩手県監査委員 樋下 正信  
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎  
岩手県監査委員 工藤 洋子

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
宗和暢之	東京都大田区大森北六丁目2番18号 グランセドル401
田高禎治	岩手県盛岡市中野一丁目10番3-202号
井口立和	宮城県多賀城市栄一丁目1番20号
清水真弘	岩手県盛岡市材木町8番21-301号
渡邊浩志	東京都板橋区富士見町7番4-402号 アーバンハイツ豊田

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成23年5月13日から平成24年3月31日まで